

# 雑誌スポンサーを募集します

志布志市立図書館

志布志市立図書館では、利用が多い雑誌コーナーの充実を図るため、「雑誌スポンサー制度」を創設します。

## 「雑誌スポンサー制度」とは

雑誌そのものを寄贈いただくのではなく、雑誌の年間購読料を負担していただくかわりに、その雑誌の最新号カバーの表にスポンサー名、裏面に広告を掲載することができます。スポンサーになった事業主の方の宣伝活動の促進を図るとともに、図書館経費を効率的に運用し、図書館サービスの向上を図るものです。

## スポンサーになるには

- 企業、商店、団体等（例えば会社や病院、協会など）で個人は除きます。
- 図書館が作成した「雑誌リスト」の中から1誌以上（上限なし）選んでください。
- 提供する館（本館・有明分館・松山分館・志布志分館・香月分館・安楽分館）
- 寄贈期間は年度単位（中途からの提供も可）
- 支払方法：スポンサーが図書館指定の納入業者に直接雑誌購入費を前払いでお支払いください。

## スポンサーになると

- 提供雑誌の最新号のカバーと雑誌棚、及び各号の下部にスポンサーの名を表示します。  
縦5cm×横15cm（雑誌の幅によっては表示できる範囲を縮小します。）
- 提供雑誌の最新号カバー裏面に広告チラシを1枚添付できます。
- スポンサー及び提供雑誌を、図書館のホームページで公開します。詳しくは実施要領をご覧ください。

〈お問合せ先〉

志布志市立図書館

メールアドレス [tosyokan@city.shibushi.lg.jp](mailto:tosyokan@city.shibushi.lg.jp)

電話 099-472-3322

FAX 099-473-3303

## 志布志市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領

### (趣 旨)

第1条 この要領は、志布志市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (目 的)

第2条 雑誌スポンサー制度は、雑誌を広告媒体とすることにより、民間事業者等に情報発信の場を提供するとともに、図書館資料購入の財源を確保し、もって志布志市立図書館（以下「図書館」という。）サービスの充実を図ることを目的とする。

### (定 義)

第3条 雑誌スポンサー制度とは、図書館に所蔵しようとする雑誌について、スポンサー（以下「雑誌スポンサー」という。）が購入費用を負担し図書館に寄贈する雑誌の最新カバーに広告を掲載し、図書館利用の閲覧に供する制度をいう。

### (雑誌スポンサーの資格)

第4条 雑誌スポンサーとは、図書館に所蔵しようとする雑誌の購入費用を寄贈する事業を行っている団体等をいう。

2 次のいずれかに該当する者は、雑誌スポンサーの対象としない。また、雑誌スポンサーの決定後において、これらのものに該当するに至った場合も同様とする。

(1) 「志布志市広告掲載要綱」第3条に該当しない業種又は事業者。

(2) 前号に掲げるもののほか、広告掲載の対象とすることが適当でないと市長が認めた者。

### (広告の対象)

第5条 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性を損なうおそれがないものとし、「志布志市広告掲載要綱」第3条に該当しない業種又は事業者に係るものは対象としない。

### (雑誌の種類及び寄贈方法)

第6条 雑誌の種類及び寄贈方法等は別に定める。

### (広告の方法)

第7条 広告の位置、規格、表示方法、掲載条件等は別に定める。

### (広告の期間)

第8条 広告の掲載期間は年度単位とし、市長が掲載を決定した翌月に発行される号から年度内最終発刊号の配架期間とする。

ただし、期間満了2ヵ月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意志表

示がない場合は自動的に更新するものとし、以後3年目まで同様とする。

(雑誌スポンサーの募集)

第9条 雑誌スポンサーの募集の方法は別に定める。

(雑誌スポンサーの選定及び広告内容の審査)

第10条 市長は、雑誌スポンサーになろうとする者に対してその可否を決定しなければならない。

- 2 市長は、雑誌スポンサーになることが適当であると決定したものに対して掲載しようとする内容の記載した資料の提出を求め、審査しなければならない。
- 3 市長は、前項の審査の結果、内容等が基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告掲載を行おうとする者に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(審査会)

第11条 前条第2項に基づき、広告記載内容について審査を行うため、志布志市立図書館雑誌スポンサー・広告内容審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会の委員長は志布志市立図書館長(以下「委員長」という。)とし、委員は館長が必要と認める図書館職員をもって充てる。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第12条 審査会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数によって成立する。
- 3 審査会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、関係者に会議への出席を依頼し、説明を求めることができる。

(雑誌スポンサーの決定)

第13条 市長は、第10条の規定による審査により、適当と認めるときは、速やかに申請者に通知するものとする。

(雑誌スポンサーへの措置要求)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、雑誌スポンサーに対して、次の各号に掲げる事項について、措置を求めることができる。

- (1) 広告の内容等に係る協議。
- (2) 掲載後の事情変更等により、広告内容が第5条に抵触し、又はそのおそれがあると

認めるときの広告内容の変更。

(広告内容の停止)

第15条 市長は、業務上の支障その他特に必要と認めるときは、掲載中の広告を一時的に撤去し、又は不可視の状態にすることができる。この場合において、寄贈され雑誌の返還、その補償は、行わないものとする。

(雑誌スポンサーの取消し)

第16条 市長は、次の各号いずれかに該当すると認めるときは、雑誌スポンサーの決定を取り消すことができる。

- (1) 第10条第3項の指示に従わないとき。
- (2) 雑誌スポンサーが倒産、解散等により消滅したとき。
- (3) その他スポンサーとして適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の責務)

第17条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、雑誌スポンサー制度に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。